

指定通所介護・指定通所介護型サービスの運営規程

(事業の目的)

第1条 チアフルデイサービスセンター南光台が行う指定通所介護及び指定通所介護型サービスの事業（以下、「事業」という。）の適正な運用を確保するために、人員及び管理規程に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員及び介護職員等の従業者（以下、「従業者」という。）が、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下、「利用者」という。）に対し適正な指定通所介護及び指定通所介護型サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護等日常生活に必要な介護及び機能訓練を行う。
- 二 従業者は、事業の提供に当たっては懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。
- 三 事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- 四 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。
- 一 名称 チアフルデイサービスセンター南光台
- 二 所在地 仙台市泉区南光台一丁目 68 番 14 号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。
- 一 管理者 1 名（生活相談員と介護職員兼務）
- 管理者は、従業者の管理、指定通所介護及び指定通所介護型サービスの利用申込みに係る調整、及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 二 生活相談員 4 名（うち管理者・介護職員兼務 1 名・介護職員兼務 3 名）
- 生活相談員は、通所介護計画に基づき、利用者の心身の状況を的確に把

握し、その利用者が日常生活を営むことができるよう、適切な機能訓練、及び相談援助等の目標とそれを達成するための具体的なサービス内容を記載した通所介護計画書を作成すると共に、その実施状況及び目標の達成記録を行います。また、家族介護者への介護方法の指導を行う。

- 三 看護職員 2名（うち機能訓練指導員と介護職員兼務1名、うち委託1名 機能訓練指導と兼務）

看護職員は、各利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。

- 四 介護職員 17名（常勤14名 非常勤3名）

介護職員は、入浴介助等の日常生活を営む上で必要な介護を行う。

- 五 機能訓練指導員 2名（委託1名 看護職員と兼務）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日は、月曜日から日曜日までとする。（年中無休）
- 二 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 三 サービス提供時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。

（指定通所介護及び指定通所介護型サービスの利用定員）

第6条 指定通所介護及び指定通所介護型サービスの利用定員は44名とする。

（事業の内容及び利用料その他の費用の額）

第7条 事業の内容は下記に掲げるとおりとし、法定代理受領サービスに該当する指定通所介護及び指定通所介護型を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定通所介護事業者を支払われる居宅介護サービスの額を控除して得た額、及び当該指定通所介護型に係る通所介護型サービス基準額から当該指定通所介護型事業者を支払われる通所介護型サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

- 一 生活指導、相談援助、健康チェック
- 二 機能訓練
- 三 食事、入浴サービス
- 四 レクリエーション
- 五 送迎サービス

- 2 前項に定めるもののほか、その他の費用として利用者から次の支払いをう

けるものとする。

- 一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用として、通常の事業の実施地域を超えた地点から居宅までの交通費一律 100 円を徴収する。
 - 二 食事の提供に要する費用として、一食につき 640 円（消費税非課税）徴収する。（おやつ代含む）
 - 三 おむつ代として、150 円徴収する。
 - 四 前各号に掲げるもののほか、指定通所介護及び指定通所介護型サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用については実費を徴収する。
- 3 前項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、仙台市泉区・青葉区、宮城野区の区域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第9条 利用者は、サービス提供を受ける際には医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を従業者と確認し、心身の状況に応じた適切なサービスを受けることができるよう留意するものとする。

（相談・苦情窓口）

第10条 指定通所介護及び指定通所介護型サービスにおいて提供される各サービスについてご相談・苦情を賜ります。

事業所	担当者（管理者）	大友 りか	連絡先	TEL:022-725-7057
市町村	仙台市介護事業支援課 居宅サービス指導係			TEL:022-214-8192
	宮城県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護相談室			TEL:022-222-7260
	宮城県社会福祉協議会			
	福祉サービス利用に関する遠泳適正化委員会			TEL:022-716-9674

（緊急時等における対応方法）

第11条 従業者は、指定通所介護及び指定通所介護型サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を行う。

(非常災害対策)

第12条 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員へ周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(虐待の防止)

第13条 虐待の防止のための措置に関する事項

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のための次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（虐待防止検討委員会）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待を防止するための従業員に対する研修を実施（年2回）する。
- (3) 虐待を防止するための担当者を置く。
・虐待防止等のための責任者 管理者 大友 りか
- (4) その他虐待防止のために必要な措置を行う。

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業者従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(事故発生時の対応方法)

第14条 事業者は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、事業者は、利用者に対し必要な措置を行う。

(業務継続計画の策定)

第15条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

二 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

三 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 16 条 事業者は、従業員の資質向上を図るため定期的な研修の機会を設け、勤務体制の整備に努める。

二 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

三 事業者は、従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を守る旨を雇用契約の内容とする。

四 事業者は、サービス提供に関する記録をその完結から 5 年間保存し、利用者様から申し出があった場合、開示します。

五 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、チアフルケアサービス株式会社において定めるものとする。

附則

この規程は、平成 26 年 9 月 15 日から施行する。

改定 令和 2 年 9 月 15 日

改定 令和 6 年 4 月 1 日

改定 令和 7 年 4 月 1 日

改定 令和 7 年 5 月 1 日